

沖縄県がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを授かる可能性を温存するための妊よう性温存療法及び妊よう性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等（以下「温存後生殖補助医療」という。）に要する費用の一部を予算の範囲内で助成し、その経済的負担の軽減を図るとともに、患者からの臨床情報等のデータを収集し、妊よう性温存療法及び温存後生殖補助医療の研究を促進することを目的とし、これら目的の達成に必要な事項をこの要綱で定めるものとする。

(妊よう性温存療法の対象者)

第2条 この事業の妊よう性温存療法対象者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 第3条に定める対象となる妊よう性温存療法に係る治療の凍結保存時に43歳未満の者
- (2) 以下のいずれかに示す原疾患の治療を必要とする者
 - ア 「小児・AYA世代がん患者等の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」（一般社団法人日本癌治療学会）の妊よう性低下リスク分類に示された治療
 - イ 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん（ホルモン療法）等
 - ウ 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群（ファンconi貧血等）、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等
 - エ アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等
- (3) 知事が第11条第2項①により指定する医療機関（以下「妊よう性温存療法指定医療機関」という。）の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊よう性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者

ただし、子宮摘出が必要な場合等、本人が妊娠できないことが想定される場合を除く。
- (4) 妊よう性温存療法指定医療機関から妊よう性温存療法を受けること及び本事業に基づく研究への臨床情報等の提供をすることについて説明を受けた上で、本事業に参加することについて同意した者

対象者が未成年患者の場合は、原則として、妊よう性温存療法を行う担当医師の所属する医療機関における未成年患者本人の同意取得の方針に従い、未成年患者本人（※）及び親権者又は未成年後見人等による同意を得られた者

※年齢等の理由で同意能力がないために医療機関での妊よう性温存療法実施の際に未成年患者本人の同意を取得することができない場合は、本事業に参加することに対する本人の同意も不要とする。

- (5) 申請時に、本県に住所を有する者
- (6) 本事業の対象となる費用について、他の都道府県が実施する国の小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱（令和3年3月23日付健発0323第6号厚生労働省健康局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づく助成を複数回受けていない者、若しくはその他国又は地方公共団体の負担による助成を受けていない者

（温存後生殖補助医療の対象者）

第2条の2 この事業の温存後生殖補助医療の対象者については、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 原則として、夫婦のいずれかが、第2条を満たし、第3条に定める治療を受けた後に、第3条の2に定める対象となる治療を受けた場合であって、第3条の2に定める治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者（原則、法律婚の関係にある夫婦を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。以下同じ。）の関係にある者も対象とすることができる）。
- (2) 治療期間の初日における妻の年齢が原則 43 歳未満（43 歳以上について第6条(1)、(4)及び(5)（第4条の2及び第8条に関するものは除く。）は対象とするが、第4条の2及び第8条は当面对象としない。）である夫婦
- (3) 知事が第11条第2項②により指定する医療機関（以下「温存後生殖補助医療指定医療機関」という。）の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、温存後生殖補助医療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者
- (4) 温存後生殖補助医療指定医療機関から温存後生殖補助医療を受けること及び本事業に基づく研究への臨床情報等の提供をすることについて説明を受けた上で、本事業に参加することについて同意した者
- (5) 婚姻関係の確認がなされた者（その確認手法等について）
 - ア 法律婚の場合
両人から戸籍謄本の提出を求め、確認することとする。
 - イ 事実婚の場合
 - a～c の書類の提出を求め、確認することとする。
 - a 両人の戸籍謄本（重婚でないことの確認）
 - b 両人の住民票（同一世帯であるかの確認。同一世帯でない場合は、c でその理由

について記載を求めること。)

c 二人の事実婚関係に関する申立書（様式第1-9号）

なお、事実婚関係にある夫婦が本事業の助成を受ける場合は、温存後生殖補助医療の結果、出生した子について認知を行う意向があることを確認することとする。

- (6) 申請時に、本県に住所を有する者
- (7) 本事業の対象となる費用について、他の都道府県が実施する国実施要綱に基づく温存後生殖補助医療に係る助成を第4条の2に定める回数を超えて受けていない者、若しくはその他国又は地方公共団体の負担による助成を受けていない者

（対象となる妊よう性温存療法に係る治療）

第3条 この事業の対象となる妊よう性温存療法に係る治療については、以下のいずれかとする。

- (1) 胚（受精卵）凍結に係る治療
- (2) 未受精卵凍結に係る治療
- (3) 卵巣組織凍結に係る治療（組織の再移植を含む。）
- (4) 精子凍結に係る治療
- (5) 精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療

ただし、胚（受精卵）凍結に係る治療の場合は、原則、治療開始時点で法律婚の関係にある夫婦のうち、女性が妊よう性温存療法対象者である場合を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚の関係にある者も対象とすることができる。婚姻関係の確認手法等については、第2条の2(5)に準じることとする。（ただし、事実婚関係に関する申立書は様式第1-8号を用いること。）

（対象となる温存後生殖補助医療）

第3条の2 この事業の対象となる温存後生殖補助医療については、以下のいずれかとする。

- (1) 第3条(1)で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療
- (2) 第3条(2)で凍結した未受精卵を用いた生殖補助医療
- (3) 第3条(3)で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療
- (4) 第3条(4)又は第3条(5)で凍結した精子を用いた生殖補助医療

ただし、以下に係る生殖補助医療は助成対象外とする。

- ① 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供によるもの
- ② 借り腹（夫婦の精子と卵子を使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）によるもの
- ③ 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出した場合等、妻の卵子が使用できない、かつ、妻が

妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。)によるもの

(妊よう性温存療法に係る助成額及び助成回数等)

第4条 妊よう性温存療法に係る助成対象となる費用は、国実施要綱の適用日以後に、妊よう性温存療法及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用とする。

ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。

2 治療毎の1回当たりの助成上限額については、別表1で定める。

3 助成回数は、対象者一人に対して通算2回までとする。

なお、異なる治療を受けた場合であっても通算2回までとする。

4 助成する額は、第1項に定める費用を妊よう性温存療法指定医療機関に支払った妊よう性温存療法の額と、別表1に定めるそれぞれの額と比較して少ない方の額を助成する。

(温存後生殖補助医療に係る助成額及び助成回数等)

第4条の2 温存後生殖補助医療に係る助成対象となる費用は、令和4年4月1日以後に、温存後生殖補助医療に要した医療保険適用外費用とする。

ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外とする。また、主たる治療を医療保険適用で実施している場合における先進医療等における自己負担部分は対象外とする。

2 治療毎の1回当たりの助成上限額については、別表2で定める。（詳細については別紙1を参照）

3 助成回数は、初めて温存後生殖補助医療の助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である場合、通算6回（40歳以上であるときは通算3回）までとする。ただし、助成を受けた後、出産した場合は、住民票と戸籍謄本等で出生に至った事実を確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。また、妊娠12週以降に死産に至った場合は、死産届の写し等により確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。

4 助成する額は、第1項に定める費用を温存後生殖補助医療指定医療機関に支払った温存後生殖補助医療の額と、別表2に定めるそれぞれの額と比較して少ない方の額を助成する。

5 夫、妻の両者が第2条を満し、ともに第3条に定める治療を受けた後に、第3条の2に定める対象となる治療を受けた場合、夫婦の一方にのみに第3条の2の区分のいずれかで助成を行うこととし、それぞれが別に助成を受けることは認められない。

(知事の役割)

第5条 本事業の実施にあたり、知事は以下の事項を行う。

- (1) 第11条第2項①又は②により指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）、原疾患治療施設及び本県等の連携のもと、次に示す支援を行う体制として、がん・生殖医療連携ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を構築する。

なお、ネットワーク体制の構築に当たっては「地域がん・生殖医療ネットワークの構成と機能に関する研究班の基本的考え」（がん・生殖医療連携ネットワークの全国展開と小児・AYA世代がん患者に対する妊孕性温存の診療体制の均てん化にむけた臨床研究—がん医療の充実を志向して 令和2年度研究代表者：鈴木直）を参考とする。

- ① 対象者が適切に妊よう性温存療法及び温存後生殖補助医療を知り、希望した場合に速やかに、かつ、適切な妊よう性温存療法及び温存後生殖補助医療を受けることができる体制
- ② 関係者が連携する相談支援体制

また、がん・生殖医療連携ネットワークの支援を行う日本がん・生殖医療学会の要請に応じて情報提供を行う等し、都道府県ネットワークの持続的発展に努めること。

- (2) 第2条又は第2条の2に定める対象者が、指定医療機関において第3条又は第3条の2に定める治療に要した費用の一部を予算の範囲内で助成する。
- (3) 対象者やその家族等に対して本事業の普及啓発を行うとともに、相談窓口の設置などに努める。特に、原疾患の医療施設等に対して本事業を広く周知する。
- (4) 助成の状況を明確にするため、がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業台帳（様式第8-1号、及び8-2号）を備え付け、助成の状況を把握する。なお、転居等により以前の助成状況を把握していない場合は、前住所地等へ照会するなど適宜確認を行う。

(指定医療機関の役割)

第6条 本事業の実施にあたり、指定医療機関は以下の事項を行う。

- (1) 対象者への情報提供・相談支援・精神心理的支援を行う。
- (2) 妊よう性温存療法指定医療機関は、第2条の対象者に対して第3条に定める治療を実施したことを証明するがん患者等妊よう性温存療法研究促進事業に係る証明書（妊よう性温存療法実施医療機関）（様式第1-2号）を交付する。
- (3) 温存後生殖補助医療指定医療機関は、第2条の2の対象者に対して第3条の2に定める治療を実施したことを証明するがん患者等妊よう性温存療法研究促進事業に係る証明書（温存後生殖補助医療実施医療機関）（様式第1-6号）を交付する。
- (4) 臨床情報等のデータを日本がん・生殖医療登録システムへ入力する。また、定期的（年1回以上）に対象者のフォローアップを行い、自然妊娠を含む妊娠・出産・検体保存状況及び原疾患の転帰等の情報を日本がん・生殖医療登録システムへ入力する。

また、対象者に対して、対象者自身で自然妊娠を含む妊娠・出産・検体保存状況及び

原疾患の転帰等の情報の入力可能な専用のスマートフォンアプリの取得及び使用を促す。

- (5) 対象者に対して、以下の通り同意を得ること。
- ① 妊よう性温存療法又は温存後生殖補助医療を受けること及び本事業に基づく研究への臨床情報等の提供を行うことについて説明を行った上で、本事業に参加することの同意を得ること。
 - ② 対象者が未成年の場合は、原則として、妊よう性温存療法を行う担当医師の所属する医療機関における未成年患者本人の同意取得の方針に従い、未成年患者本人(※)及び親権者又は未成年後見人等による同意を得ること。(第2条対象者に限る。)
※年齢等の理由で同意能力がないために医療機関での妊よう性温存療法実施の際に未成年患者本人の同意を取得することができない場合は、本事業に参加することに対する本人同意の取得も不要とする。
 - ③ ②の同意取得時に未成年だった対象者が成人した時点で、検体凍結保存の継続について、説明を行った上で同意を得ること。(第2条対象者に限る。)
- (6) 都道府県が構築するがん・生殖医療連携ネットワークに参画し、医療連携や情報連携の推進、患者に対する情報提供及び意思決定支援体制の整備と質の向上を図るとともに、妊よう性温存を希望する患者が円滑に治療を受けられる体制の構築に努めること。

(原疾患治療施設の役割)

第7条 本事業の実施にあたり、原疾患治療施設は以下の事項を行う。

- (1) 対象者への情報提供・相談支援・精神心理的支援を行う。
- (2) 第2条の対象者に対して第2条(2)に規定する治療を実施したこと又は実施予定であることを証明するがん患者等妊よう性温存療法研究促進事業に係る証明書(原疾患治療実施医療機関)(様式第1-4-1号及び様式第1-4-2号)を交付する。
- (3) 都道府県が構築するがん・生殖医療連携ネットワークに参画し、医療連携や情報連携の推進、患者に対する情報提供及び意思決定支援体制の整備と質の向上を図るとともに、妊よう性温存を希望する患者が円滑に治療を受けられる体制の構築に努めること。

(助成の申請及び決定)

第8条 本事業による助成を受けようとする者は、がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業参加申請書兼請求書(様式第1-1号又は様式第1-5号)及び必要書類を添付した上で妊よう性温存療法に係る費用又は温存後生殖補助医療に係る費用の支払日の属する年度内に、知事に申請する。ただし、妊よう性温存療法実施後、期間を置かずに原疾患治療を開始する必要があるなどのやむを得ない事情により、当該年度内に申請が困難であった場合には、翌年度に申請することができる。

- 2 知事は、要件を満たしていると認められるときには、がん患者等妊よう性温存療法研究

促進事業承認決定通知書（様式第2号）により、要件を満たしていないと認められるときには、その理由を付したがん患者等妊よう性温存療法研究促進事業不承認決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

（助成金の支給）

第9条 知事は助成を行うことが決定した申請者に申請者の指定する金融機関に振り込みの方法により助成金を交付する。

（助成金の返還）

第10条 知事は、偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた者があるときは、その者に対し当該助成した額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（指定医療機関の指定等）

第11条 医療機関が、指定医療機関の指定を受けようとするときは、がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業指定医療機関指定申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。また、指定医療機関の指定を受けようとする医療機関は、日本産科婦人科学会又は日本泌尿器科学会から本承認の結果（通知文書等の写し）を都道府県へ提出する。

- 1 知事は第1項の申請に対して、以下の①又は②の医療機関を指定医療機関として指定する。
 - ① 本事業の妊よう性温存療法実施医療機関（検体保存機関）として、日本産科婦人科学会又は日本泌尿器科学会が承認（仮承認含む。）した医療機関のうち、第6条（(3)を除く。）に定める事項を実施できる医療機関
 - ② 本事業の温存後生殖補助医療実施医療機関として、日本産科婦人科学会が承認（仮承認含む。）した医療機関のうち、第6条（(2)を除く。）に定める事項を実施できる医療機関
- 2 知事は、第1項の申請書を受理した後、速やかに指定の可否の決定を行い、指定医療機関に対し、がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業医療機関指定書（様式第5号）を交付する。
- 3 指定医療機関が、その名称、所在地等を変更する場合については、がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業医療機関変更届（様式第6号）により、知事に届けなければならない。
- 4 指定医療機関が指定を辞退しようとする場合は、あらかじめがん患者等妊よう性温存療法研究促進事業医療機関指定辞退申出書（様式第7号）により、知事に申し出なければならない。
- 5 知事は、指定医療機関が指定要件を欠くに至ったとき、又は、指定医療機関として不相当と認めるものであるときは、その指定を取り消すことができる。取消しに当たっては、

他の指定医療機関等と連携し、当該医療機関で治療を行った者、治療中の者、治療を希望する者が不利益を被ることのないよう対応することを指示することや、十分な周知を行う等の対応を行う。

- 6 他の都道府県に所在する医療機関が、他の都道府県知事による国実施要綱に基づく医療機関の指定を受けている場合は、本県の指定医療機関とみなす。
- 7 指定医療機関における日本がん・生殖医療登録システムへの臨床情報等のデータ入力状況の確認・フォローアップ等による本事業の推進を目的として、国または日本がん・生殖医療学会から当該事業の助成状況について照会があった場合は、必要性に応じて情報提供を行う。

(秘密の保持)

第12条 本事業の関係者は、患者等に与える精神的影響を考慮して、本事業によって知り得た情報の取扱いについて慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人情報の取扱いについては、その保護に十分配慮すること。

(その他)

第13条 この実施要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月9日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年5月7日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月27日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表1（第4条関係）

対象となる治療	1回あたりの助成上限額
胚（受精卵）凍結に係る治療	35万円
未受精卵凍結に係る治療	20万円
卵巣組織凍結に係る治療（組織の再移植を含む）	40万円
精子凍結に係る治療	2万5千円
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円

別表2（第4条の2関係）

対象となる治療	1回あたりの助成上限額
第3条(1)で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療	10万円
第3条(2)で凍結した未受精卵を用いた生殖補助医療	25万円 ※1
第3条(3)で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	30万円 ※1～4
第3条(4)又は(5)で凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円 ※1～4

※1 以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合は10万円

※2 人工授精を実施する場合は1万円

※3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円

※4 卵胞が発育しない、若しくは排卵終了のため中止した場合又は排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外

様式第1-1号(第8条関係)

沖縄県
がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業参加申請書兼請求書
(妊よう性温存療法分)

沖縄県知事 殿

次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 (妊よう性温存療法を受けた者が未婚で未成年の場合は、親権者名又は未成年後見人名を記載)	ふりがな					妊よう性温存療法を受けた者との関係	
	氏名						
	生年月日・性別	年	月	日生	男・女		
	住所	〒 -					
	電話番号			患者アプリ番号(12桁) ※原則必須。 登録出来ない場合、理由を下欄に記載			
	患者アプリを登録出来ない理由						
妊よう性温存療法を受けた者(申請者と同じであれば記入不要)	ふりがな						
	氏名						
	生年月日・性別	年	月	日生	男・女		
	住所	〒 -					
	電話番号	- -					
妊よう性温存療法研究促進事業 (妊よう性温存療法分)の申請回数 (いずれかの番号に○を付けてください)					1 1回目の申請 2 2回目の申請 (1回目の申請は同一都道府県) 3 2回目の申請 (1回目の申請は他の都道府県) →都道府県名{ }		
沖縄県がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業の対象となる費用について、他制度の助成を受けていますか					はい ・ いいえ 「はい」の場合、本助成を受けることはできません		
添付書類 <small>(追加書類を求められることがあります。)</small>	<input checked="" type="checkbox"/> (添付したものに☑) <input type="checkbox"/> 沖縄県がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業に係る証明書 (妊よう性温存療法実施医療機関)(様式第1-2号) <input type="checkbox"/> 沖縄県がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業に係る領収金額内訳証明書 (妊よう性温存療法実施医療機関の関連機関)(様式1-3号) <input type="checkbox"/> 沖縄県がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業に係る証明書及び化学療法および放射線治療による性腺毒性のリスク分類表 (原疾患治療実施医療機関)(様式第1-4-1号及び様式第1-4-2号(※)) ※様式第1-4-2号は実施要綱第2条(2)アに該当する場合のみ提出が必要 <input type="checkbox"/> 住民票(続柄の記載があるもの、個人番号の記載がないもの、発行から3カ月以内のもの) <input type="checkbox"/> 振込先の通帳の写し又はそれに準ずるもの(銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義が分かるもの) <input type="checkbox"/> 夫婦であることを証明できる書類(※胚凍結の場合)						
妊よう性温存療法に要した費用に係る助成金を下記の振込先に入金願います。							
振込先 <small>(申請者名義)</small>	フリガナ			金融機関名		支店名	支店
	口座名義			口座番号			
	口座種別	普通・当座		口座番号			
以下の事項について同意します。(同意いただけない場合は、本助成を受けることができません)							
・本事業の趣旨を理解し、小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法に関する研究促進事業実施のために日本がん・生殖医療学会に対して自身の臨床情報及び助成実績等に関する情報を提供すること。また、日本がん・生殖医療学会が妊よう性温存療法及び温存後生殖補助医療に係る研究を適切に行えると認める者に対して、当該の情報を提供すること。 ・本事業及び特定不妊治療費助成事業の助成状況について他の都道府県へ照会及び提供をすること。							
年 月 日							
申請者氏名(自署)					助成決定金額 ※沖縄県使用欄		
妊よう性温存療法を受けた者(自署) (申請者と同じである場合等記載不要)					円		

◎注意事項

- 1 妊よう性温存療法を受けた方が未婚で未成年の場合は、申請者欄には原則、親権者又は未成年後見人等の氏名を記載してください。また、妊よう性温存療法を行う担当医師の所属する医療機関施設における未成年患者本人の同意取得の方針に従い、年齢等の理由で同意能力がないために医療機関での妊よう性温存療法の実施の際に未成年患者本人の同意を取得することができない場合は、妊よう性温存療法を受けた者の自署は不要です。
- 2 助成決定金額は、沖縄県から文書で通知します。
- 3 助成の対象となる治療費は、妊よう性温存療法及び初回の凍結保存に要した費用のうち医療保険適用外の費用です。ただし、入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外です。
- 4 助成額は、妊よう性温存療法に要した医療保険適用外費用であり、精子は2万5千円、精子(精巣内精子採取)は35万円、胚(受精卵)は35万円、未受精卵子は20万円、卵巣組織は40万円が上限となります。
- 5 助成回数は、合計2回までです。
- 6 本事業の対象となる費用について、他制度の助成を受けている場合は、本事業の助成を受けることができません。
- 7 助成対象の治療の一部を指定医療機関とは別の機関で実施し、当該医療機関に対して支払いを行った場合で、当該費用も含めて助成を求める場合は、治療と費用の内容が分かる領収書及び治療明細を提出してください。詳細の記載がない場合は、当該医療機関に様式第1-3号の発行を依頼してください。
- 8 医療機関によっては、様式第1-2号、様式第1-3号及び様式第1-4-1号及び様式第1-4-2号の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。
- 9 申請は、妊よう性温存療法に係る費用の支払日の属する年度内に行ってください。予算の上限に達した場合、年度途中で受付を終了することがありますので、治療を終えたら速やかに申請してください。
- 10 本事業に参加する方の妊よう性温存療法に関する診療情報は、医療機関を通じて、日本がん・生殖医療学会が管理・運用する「日本がん・生殖医療登録システム(JOFR)」に登録されます。また、データの登録状況の確認のため、日本がん・生殖医療学会が助成申請の内容と結果について各都道府県に対して照会を行うことがあります。日本がん・生殖医療学会は、本事業に係る研究を適切に行えると認める者に対し、上記の臨床情報・助成情報等のデータを提供することがあります。その際は、目的達成のため必要最小限の範囲で取り扱いを行い、個人の権利利益が不当に侵害されないよう、適切な処理を行います。

申請方法

〔持参する場合〕

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県 保健医療介護部 健康長寿課 がん対策班(県庁4階東側)

※受付時間は平日(月曜から金曜日、祝祭日・慰霊の日・年末年始除く)の
午前8時半～正午、午後1時～午後5時15分まで

〔郵送する場合〕

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県 保健医療介護部 健康長寿課 がん対策班 宛て

問合せ先

沖縄県保健医療介護部健康長寿課がん対策班
TEL: 098-866-2209

領収金額 内訳証明書

項 目	費 用
精子、卵子、卵巣組織の採取に要した費用（検査や排卵誘発剤代などを含む）	円
胚（受精卵）を凍結保存する場合の受精に要した費用（受精料、培養料など）	円
凍結保存に要した費用（凍結処置料、初回の凍結保存料など（更新料は含まない））	円
その他（ ）	円
その他（ ）	円
その他（ ）	円
合 計	円

治療期間
年 月 日～ 年 月 日

領収金額に関する問合せ先	
担当課	
担当者	
電話番号	— —

- ・ 助成対象となる費用のみを計上してください。
- ・ 助成の対象となる費用は、ガイドラインに基づき行われる妊よう性温存療法に要する費用のうち、精子、卵子、卵巣組織の採取及び凍結並びに胚（受精卵）の凍結に係る医療保険適用外費用とします。
- ・ 助成の対象となる費用は、妊よう性温存療法及び初回の凍結保存に要した費用に限るものとし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外です。
- ・ 本証明書を発行する医療機関が領収した金額のみを記載してください。一連の治療の一部を連携医療機関で実施した場合、その治療費用は当該医療機関からの証明書等を患者本人に提出いただくことにより、別途確認を行いますので本証明書には記載不要です。

沖縄県
 がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業に係る領収金額内訳証明書
 (妊よう性温存療法実施医療機関の連携機関)

がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業実施要綱で示す対象者要件を満たす者に対し、妊よう性温存療法実施医療機関の指導に基づく妊よう性温存療法(※1)の一部を実施し、次のとおり治療費を徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の所在地 _____
 医療機関の名称 _____
 診療科(※2) _____
 担当医師 氏名 _____
 (自署)

妊よう性 温存療法 を受けた者	ふりがな				
	氏名				
	生年月日・性別等	年	月	日生	男・女
妊よう性温存療法を受ける患者の紹介を受けた妊よう性温存療法指定医療機関名と当該医師名		医療機関の名称 () 妊よう性温存療法主治医の氏名 ()			
領収金額合計 ※2		円 (内訳は以下のとおり)			
領収金額内訳	項目	費用			
					円
					円
					円
					円
					円
備考					

治療期間
年 月 日 ~ 年 月 日

領収金額に関する問合せ先	
担当課	
担当者	
電話番号	— —

- ※1 生殖機能が低下する又は失う恐れのある原疾患治療に際して精子、卵子又は卵巣組織を採取し、これを凍結保存するまでの一連の医療行為、若しくは卵子を採取し、これを受精させ、胚(受精卵)を凍結保存するまでの一連の医療行為のこと。
- ※2 薬局の場合は記載不要
- ※3 助成の対象となる費用は、妊よう性温存療法及び初回の凍結保存に要した費用に限るものとし、入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外です。

沖縄県
がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業に係る証明書
（原疾患治療実施医療機関）

事業対象となる生殖機能が低下する又は失う恐れのある原疾患治療を次のとおり実施した（実施予定である）ことを証明します。

年 月 日

医療機関の所在地 _____
 医療機関の名称 _____
 診療科 _____
 原疾患治療主治医氏名 _____
 (自署)

妊よう性 温存療法 を受けた者	ふりがな				
	氏名				
	生年月日	年	月	日生	性別
治療方法	原疾患について				
	原疾患名(※1)		左記の診断日		
	()		年 月 日		
			診断医療機関名 ()		
原疾患に対する治療のうち、事業の対象となる治療					
事業の対象となる治療として該当するものに○を付けてください。					
[] ①「小児・AYA世代がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」(一般社団法人日本癌治療学会)の妊よう性低下リスク分類に示された治療 (①の場合は以下も確認すること) <input type="checkbox"/> 具体的な治療内容について、様式第1-4-2号にチェックを付け、添付済み					
[] ②長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患:乳がん(ホルモン療法)等					
[] ③造血幹細胞移植が実施される非がん疾患:再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群(ファンconi貧血等)、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等					
[] ④アルキル化剤が投与される非がん疾患:全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等					
事業の対象となる原疾患治療を開始した日又は開始予定日			年 月 日		
妊よう性温存療法実施医療機関名			()		
妊よう性温存療法研究促進事業(妊よう性温存療法分)の申請回数 (いずれかの番号に○を付けてください)			1 1回目の申請 2 2回目の申請 (1回目の申請は同一都道府県) 3 2回目の申請 (1回目の申請は他の都道府県) →都道府県名{ } 4 上記いずれにも該当せず、原疾患治療の証明のみ		

※1 原疾患名の欄には、がん等の診断名(例:悪性リンパ腫、再生不良性貧血など)を記載してください。
 ※2 ○を付けた治療の内容が分かるよう、具体的に記載してください。

様式 1-4-2号

化学療法および放射線治療による性腺毒性のリスク分類表（女性）

女性 〔治療による早発卵巣不全（POI）リスク〕		POIリスク 「低」	POIリスク 「中」	POIリスク 「高」	
化学療法	Cyclophosphamide equivalent dose (CED)	<4,000 mg/m ²	4,000~8,000 mg/m ²	>8,000 mg/m ²	
		思春期前（月経未発来）の場合には以下の範囲となる。初経後しばらくは明確な線引きが困難			
		<8,000 mg/m ²	8,000~12,000 mg/m ²	>12,000 mg/m ²	
	薬剤別	アルキル化薬	CEDの項で該当か所にチェックすること。		
		白金製剤		CDDP<600 mg/m ² CBDCA	CDDP>600 mg/m ²
		代謝拮抗薬	Ara-C GEM	MTX 6-MP	
		ビンカルカロイド	VCR		
		モノクローナル抗体	Bmab		
	レジメン別	AC/EC±タキサン	AC×4サイクル (40歳未満)	AC×4サイクル (40歳以上)	
			AC/EC×4サイクル +タキサン (35歳未満)	AC/EC×4サイクル +タキサン (35歳以上)	
				(F)EC×4サイクル + dose dense タキサン	
		CMF, CEF, CAF, TAC	CMF CEF CAF TAC 6サイクル (30歳未満)	CMF CEF CAF TAC 6サイクル (30~39歳)	CMF CEF CAF TAC 6サイクル (40歳以上)
		FOLFOX	FOLFOX (40歳未満)		FOLFOX (40歳以上)
		Escalated BEACOPP	Escalated BEACOPP 2サイクル		Escalated BEACOPP 6-8サイクル (30歳未満)
		CHOP	CHOP 6サイクル (35歳未満)		CHOP 6サイクル (35歳以上)
Dose-adjusted EPOCH		Dose-adjusted EPOCH 6サイクル (35歳未満)		Dose-adjusted EPOCH 6サイクル (35歳以上)	
その他		ABVD CVP BEP EP (30歳未満)			
疾患別治療	急性骨髄性白血病治療 急性リンパ性白血病治療		骨肉腫治療 ユーイング肉腫治療		
化学療法+放射線治療			TMZ+頭蓋照射 BCNU+頭蓋照射 アルキル化薬+骨盤照射		
造血幹細胞移植			CPA, BU, L-PAMを含むレジメン 全身照射を含むレジメン		
放射線治療	放射性ヨウ素 (I-131)			頭蓋照射 >40 Gy	
			腹部/骨盤 (思春期前) 10-<15 Gy 腹部/骨盤 (思春期以降) 5-<10 Gy	腹部/骨盤 (思春期前) ≥15 Gy 腹部/骨盤 (思春期以降) ≥10 Gy	
				腹部/骨盤 (成人女性) >6 Gy	

(日本癌治療学会編 小児・AYA世代がん患者等の妊孕性温存に関する診療ガイドライン2024年12月改訂 第2版より一部改変)

様式 1-4-2号

化学療法および放射線治療による性腺毒性のリスク分類表（男性）

男性 (治療関連による無精子症になるリスク)		低リスク	中リスク	高リスク	
化学療法	Cyclophosphamide equivalent dose (CED)	<4,000 mg/m ² <4,000 mg/m ² : 約90%は精液所見正常	—	≥4,000 mg/m ² ≥4,000 mg/m ² : 精子運動性低下 ≥8,000 mg/m ² : 無精子症が遷延・永続	
	薬剤別	アルキル化薬	CEDの項で該当か所にチェックすること。		
		白金製剤		CDDP < 600 mg/m ² CBDCA L-OHP	CDDP > 600 mg/m ²
		アントラサイクリン		DXR DNR	IDR MIT
		代謝拮抗薬	6-MP MTX Flu	Ara-C GEM	
		ピンカアルカロイド	VCR VBL		
		その他	ETP BLM Act-D MMC		
レジメン別	ABVD CHOP COP	BEP 2~4サイクル	BEACOPP: >6サイクル 骨肉腫治療 ユーイング肉腫治療		
化学療法+放射線治療				アルキル化薬+骨盤照射 アルキル化薬+精巣照射 TMZ+頭蓋照射 BCNU+頭蓋照射	
造血幹細胞移植				BU+CPA Flu+L-PAM アルキル化薬+全身照射	
放射線治療		放射性ヨウ素 (I-131)			
	全身照射			実施あり	
	頭蓋照射			≥40 Gy	
	骨盤照射			実施あり	
	精巣照射	<0.7 Gy	1~6 Gy	成人男性 >2.5 Gy 小児 ≥6 Gy	

(日本癌治療学会編 小児・AYA世代がん患者等の妊孕性温存に関する診療ガイドライン2024年12月改訂 第2版より一部改変)

(参考) 略語表

略語	用語の説明
6-MP	6-mercaptopurine (6-メルカプトプリン)
ABVD	ドキソルビシン, プレオマイシン, ビンブラスチン, ダカルバジン
AC	ドキソルビシン, シクロホスファミド
Act-D	actinomycin D (アクチノマイシンD)
Ara-C	cytosine arabinoside (シタラビン)
BCNU	bis-chloroethylnitrosourea (カルムスチン)
BEACOPP	プレオマイシン, エトボシド, ドキシソルビシン, シクロホスファミド, ビンクリスチン, プロカルバジン, プレドニゾロン
BEP	プレオマイシン, エトボシド, シスプラチン
BLM	bleomycin (プレオマイシン)
Bmab	bevacizumab (ベバシズマブ)
BU	busulfan (ブスルファン)
CAF	シクロホスファミド, ドキシソルビシン, フルオロウラシル
CBDCA	carboplatin (カルボプラチン)
CDDP	cisplatin (シスプラチン)
CED	cyclophosphamide equivalent dose (シクロホスファミド相当量) ※
CEF	シクロホスファミド, エピルビシン, フルオロウラシル
CHOP	シクロホスファミド, ドキシソルビシン, ビンクリスチン, プレドニゾロン
CMF	シクロホスファミド, メトトレキサート, フルオロウラシル
COP	シクロホスファミド, ビンクリスチン, プレドニゾロン
CPA	cyclophosphamide (シクロホスファミド)
CVP	シクロホスファミド, ビンクリスチン, プレドニゾロン
DNR	daunorubicin (ダウノルビシン)
DXR	doxorubicin (ドキソルビシン)
EC	エピルビシン, シクロホスファミド
EP	エトボシド, シスプラチン
EPOCH	エトボシド, プレドニゾロン, ビンクリスチン, シクロホスファミド, ドキシソルビシン
ETP	etoposide (エトボシド)
Flu	fludarabine (フルダラ)
FOLFOX	レボホリナート, フルオロウラシル, オキサリプラチン
GEM	gemcitabine (ゲムシタビン)
IDR	idarubicin (イダルビシン)
L-OHP	oxaliplatin (オキサリプラチン)
L-PAM	melphalan (メルファラン)
MIT	mitoxantrone (ミトキサントロン)
MMC	mitomycin C (マイトマイシンC)
MTX	methotrexate (メトトレキサート)
TAC	ドセタキセル, ドキシソルビシン, シクロホスファミド
TMZ	temozolomide (テモゾロミド)
VBL	vinblastine (ビンブラスチン)
VCR	vincristine (ビンクリスチン)
急性骨髄性白血病治療	アントラサイクリン, シタラビン
急性リンパ性白血病治療	多剤併用
骨肉腫治療	ドキソルビシン, シスプラチン, メトトレキサート, イホスファミド
ユーイング肉腫治療	ビンクリスチン, ドキシソルビシン, アクチノマイシンD, シクロホスファミド, イホスファミド, エトボシド

※CEDとは、シクロホスファミド以外のアルキル化剤について、「この薬剤をシクロホスファミドに置き換えた場合、どの程度の量を投与したことになるか」を示すものであり、以下の式で算出される。

$CED (mg/m^2) = 1.0 (cumulative\ cyclophosphamide\ dose\ (mg/m^2)) + 0.244 (cumulative\ ifosfamide\ dose\ (mg/m^2)) + 0.857 (cumulative\ procarbazine\ dose\ (mg/m^2)) + 14.286 (cumulative\ chlorambucil\ dose\ (mg/m^2)) + 15.0 (cumulative\ BCNU\ dose\ (mg/m^2)) + 16.0 (cumulative\ CCNU\ dose\ (mg/m^2)) + 40 (cumulative\ melphalan\ dose\ (mg/m^2)) + 50 (cumulative\ Thio-TEPA\ dose\ (mg/m^2)) + 100 (cumulative\ nitrogen\ mustard\ dose\ (mg/m^2)) + 8.823 (cumulative\ busulfan\ dose\ (mg/m^2))$

沖縄県
がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業参加申請書兼請求書
(温存後生殖補助医療分)

沖縄県知事 様

次のとおり申請します。

年 月 日

申請者	ふりがな				生年月日	年 月 日生		
	氏名				性別	男・女		
	住所	〒 -						
	電話番号				患者アプリ番号(12桁) ※原則必須。登録出来ない場合、理由を以下に記載			
	患者アプリを登録出来ない理由							
夫 <small>(申請者と同じであれば記入不要)</small>	ふりがな				生年月日			
	氏名				年 月 日生			
妻 <small>(申請者と同じであれば記入不要)</small>	ふりがな				生年月日			
	氏名				年 月 日生			
過去に妊よう性温存療法研究促進事業(温存後生殖補助医療分)の助成を受けたことがありますか ない ・ ある →自身が過去()回受けた →配偶者(事実婚を含む)が過去()回受けた ※助成を受けたことがある場合 助成を受けた都道府県名 ()					【添付書類】 (添付したものに☑) <input type="checkbox"/> 沖縄県がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業に係る証明書(温存後生殖補助医療実施医療機関)(様式第1-6号) <input type="checkbox"/> 沖縄県がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業に係る領収金額内訳証明書(温存後生殖補助医療実施医療機関の連携機関)(様式第1-7号) <input type="checkbox"/> 沖縄県がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業に係る証明書及び化学療法および放射線治療による性腺毒性のリスク分類表(原疾患治療実施医療機関)(様式第1-4-1号及び様式第1-4-2号) <input type="checkbox"/> 夫婦であることを証明できる書類 <input type="checkbox"/> 住民票(続柄の記載があるもの、個人番号の記載がないもの、発行から3ヶ月以内のもの) <input type="checkbox"/> 振込先の通帳の写し又はそれに準ずるもの(銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義が分かるもの)			
振込先	フリガナ							
	口座名義							
	金融機関名				支店名			
	口座種別	普通・当座	口座番号					
以下の事項について同意します。(同意いただけない場合は、本助成を受けることができません) ・本事業の趣旨を理解し、小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法に関する研究促進事業実施のために日本がん・生殖医療学会に対して自身の臨床情報及び助成実績等に関する情報を提供すること。また、日本がん・生殖医療学会が妊よう性温存療法及び温存後生殖補助医療に係る研究を適切に行えると認める者に対して、当該の情報を提供すること。 ・本事業の助成状況について他の都道府県へ照会及び提供をすること。								
年 月 日 申請者氏名 (自署) _____					助成決定金額 ※沖縄県使用欄 円			

◎注意事項

- 1 振込先指定口座は、申請者名義の口座としてください。
- 2 助成決定金額は、沖縄県から文書で通知します。
- 3 助成の対象となる治療費は、妊よう性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療に要した費用のうち医療保険適用外の費用です。ただし、入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外です。
- 4 助成額は、3に記載の費用であり、凍結胚(受精卵)を用いた場合は10万円、凍結未受精卵子を用いた場合は25万円、凍結した卵巢組織再移植後の場合は30万円、凍結精子を用いた場合は30万円が上限となります。ただし、以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合及び採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円、人工授精を行う場合は1万円が上限となります。また、卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外となります。
- 5 本事業の対象となる費用について、他の制度に基づく助成を受けている場合は、本事業の助成を受けることができません。また、自身と配偶者(事実婚を含む)両方が事業参加要件を満たす場合でも、同じ費用についてそれぞれが別に助成を受けることは認められません。
- 6 助成対象の治療の一部を指定医療機関とは別の機関で実施し、当該医療機関に対して支払いを行った場合で、当該費用も含めて助成を求める場合は、治療と費用の内容が分かる領収書及び治療明細を提出してください。詳細の記載がない場合は、当該医療機関に様式第1-7号の発行を依頼してください。
- 7 医療機関によっては、様式第1-6号、様式第1-7号、様式第1-4-1号及び様式第1-4-2号の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。
- 8 申請は、温存後生殖補助医療に係る費用の支払日の属する年度内に行ってください。予算の上限に達した場合、年度途中で受付を終了することがありますので、治療を終えたら速やかに申請してください。
- 9 本事業に参加する方の温存後生殖補助医療に関する診療情報は、医療機関を通じて、日本がん・生殖医療学会が管理・運用する「日本がん・生殖医療登録システム(JOFR)」に登録されます。また、データの登録状況の確認のため、日本がん・生殖医療学会が助成申請の内容と結果について各都道府県に対して照会を行うことがあります。日本がん・生殖医療学会は、本事業に係る研究を適切に行えると認める者に対し、上記の臨床情報・助成情報等のデータを提供することがあります。その際は、目的達成のため必要最小限の範囲で取り扱いを行い、個人の権利利益が不当に侵害されないよう、適切な処理を行います。
- 10 沖縄県において、様式1-1号の添付書類として様式第1-4-1号及び様式第1-4-2号を既に提出している場合、再度の提出は不必要です。なお、原疾患治療実施医療機関による記載が困難な場合は、原疾患名、具体的な治療内容(使用した薬剤等)、治療時期、原疾患治療実施医療機関名が分かる資料を添付してください。

申請方法

〔持参する場合〕

沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県 保健医療介護部 健康長寿課 がん対策班(県庁4階東側)

※受付時間は平日(月曜から金曜日、祝祭日・慰霊の日・年末年始除く)の
午前8時半～正午、午後1時～午後5時15分まで

〔郵送する場合〕

〒900-8570
沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県 保健医療介護部 健康長寿課 がん対策班 宛て

問合せ先

沖縄県保健医療介護部健康長寿課がん対策班
TEL: 098-866-2209

沖縄県
がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業に係る証明書
(温存後生殖補助医療実施医療機関)

がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業の実施要綱で示す対象者要件を満たす者に対し、温存後生殖補助医療(※1)を実施し、次のとおり治療費を徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の所在地 _____
 医療機関の名称 _____
 診療科 _____
 主治医氏名(自署) _____

温存後 生殖補助 医療の 対象者 (※2)	ふりがな		生年月日	年 月 日生
	氏名		性別	男 ・ 女
	患者ア プリ番 号	患者ア プリ登 録が 無い 場 合、 その 理 由		
配偶者 (事 実婚 を 含 む)	ふりがな		生年月日	年 月 日生
	氏名		性別	男 ・ 女
がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業の温存後生殖補助医療指定医療機関ですか。			はい ・ いいえ	
対象者は、過去に妊よう性温存療法研究促進事業(温存後生殖補助医療分)の助成を受けたことがありますか				
ない ・ ある → 過去 () 回受けた (助成を受けたことがある場合) 助成を受けた都道府県名 () 温存後生殖補助医療実施医療機関名 ()				
治療方法	I	助成対象となる治療は、妊よう性温存療法実施後に実施した次の治療です。 該当する番号に○を付けてください。 1 凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療 2 凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療 3 凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療 4 凍結した精子を用いた生殖補助医療	生殖補助医療開始日 (年 月 日) 生殖補助医療終了日 (年 月 日) ※上記実施日と同じ場合も記載してください。 備考 ()	
	II	Iにおいて、2～4に該当する場合で次に該当する場合は、該当する番号に○をつけてください。 1 以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合 2 人工授精を実施する場合 3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合		
	III	他医療機関依頼、院外処方等がある場合はこちらに御記入ください。(※3) 他医療機関への依頼 あり ・ なし 院外処方 あり ・ なし 医療機関名 () 依頼内容 ()		
領収金額合計		円(内訳は裏面のとおりに)		
備考				

- ※1 妊よう性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療のこと。
- ※2 妊よう性温存療法を受け、生殖補助医療に用いた凍結検体の提供者又は凍結検体を再移植した方の氏名を記載すること。
- ※3 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で治療を行った場合は、その内容をⅢに記載してください。一連の治療に直接係る費用として、本領収金額以外の追加の費用申請が対象者からあった場合、Ⅲに記載が認められない内容は助成対象外となる可能性があります。

領収金額 内訳証明書

項 目	費 用
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

治療期間
年 月 日～ 年 月 日

領収金額に関する問合せ先	
担当課	
担当者	
電話番号	— —

- ・ 助成対象となる治療費のみを計上してください。
- ・ 助成の対象となる治療費は、妊よう性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療に要した費用のうち医療保険適用外の費用です。ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外です。
- ・ 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合の費用は対象外です。
- ・ 本証明書を発行する医療機関が領収した金額のみを記入ください。一連の治療の一部を連携医療機関で実施した場合、その治療費用は当該医療機関からの証明書等を患者本人に提出いただくことにより別途確認を行いますので本証明書には記載不要です。

沖縄県
 がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業に係る領収金額内訳証明書
 (温存後生殖補助医療実施医療機関の連携機関)

がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業実施要綱で示す対象者要件を満たす者に対し、温存後生殖補助医療実施医療機関の指導に基づく温存後生殖補助医療(※1)の一部を実施し、次のとおり治療費を徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の所在地 _____
 医療機関の名称 _____
 診療科(※2) _____
 担当医師 氏名 _____
 (自署)

妊よう性 温存療法 を受けた者	ふりがな	-----			
	氏名	-----			
	生年月日 ・性別等	年	月	日生	男・女
温存後生殖補助医療を受ける患者の紹介を受けた温存後生殖補助医療指定医療機関名と当該医師名		医療機関の名称 () 温存後生殖補助医療主治医の氏名 ()			
領収金額合計 ※2	円 (内訳は以下のとおり)				
領収金額内訳	項目	費用			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
備考					

治療期間
年 月 日 ~ 年 月 日

領収金額に関する問合せ先	
担当課	
担当者	
電話番号	— —

- ※1 妊よう性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療のこと。
- ※2 薬局の場合は記載不要
- ※3 助成の対象となる治療費は、妊よう性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療に要した費用のうち医療保険適用外の費用です。ただし、入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外です。

様式第1-8号(第3条関係)

事実婚関係に関する申立書

____年____月____日

下記二名については、事実婚関係にあります。

本事業の妊よう性温存療法により凍結保存した胚は、事実婚または婚姻関係が継続している間に限り保存することに同意し、これらの関係が解消された場合、速やかに凍結保存を行った指定医療機関にその旨を申し出ます。

①

住所 _____

氏名 _____

②

住所 _____

氏名 _____

※別世帯になっている理由

(①と②が別世帯となっている場合には記入)

沖縄県知事 殿

様式第 1 - 9 号 (第 2 条の 2 関係)

事実婚関係に関する申立書

____年 ____月 ____日

下記二名については、事実婚関係にあります。

本事業の温存後生殖補助医療の結果、出生した子については認知を行う意向です。

①

住所 _____

氏名 _____

②

住所 _____

氏名 _____

※別世帯になっている理由

(①と②が別世帯となっている場合には記入)

沖縄県知事 殿

様式第2号（第8条関係）

沖縄県指令保 号
年 月 日

殿

沖縄県知事

がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業
承認決定通知書

年 月 日付けで申請（通算 回目）のあった
（妊よう性温存療法・温存後生殖補助医療）に要する費用の助成について、
承認することとし、下記金額を助成することを決定したので通知する。

助成することとした額 金 _____ 円

様式第3号（第8条関係）

沖縄県指令保 号
年 月 日

殿

沖縄県知事

がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業
不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった
（妊よう性温存療法・温存後生殖補助医療）に要する費用の助成について、
不承認としたので通知する。

不承認とした理由 _____ のため

がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業指定医療機関指定申請書

沖縄県知事 殿

開設者の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

開設者の氏名（法人の場合は法人の名称と代表者の職・氏名）

がん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業における指定医療機関として指定を受けたいので申請します。

なお、指定の上は、「沖縄県がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業実施要綱」の定める事項に従います。

記

申請対象 (該当するものにチェック)		<input type="checkbox"/> 妊よう性温存療法実施医療機関 <input type="checkbox"/> 温存後生殖補助医療実施医療機関					
医療機関	名称	電話 ()					
	所在地						
	医療機関コード						
開設年月日		年 月 日					
開設者	住所(※1)						
	氏名(※2)						
1. 学会による認定等 <input type="checkbox"/> 妊よう性温存療法実施医療機関（検体保存機関）として、日本産科婦人科学会の承認（仮承認を含む）を受けている。 <input type="checkbox"/> 妊よう性温存療法実施医療機関（検体保存機関）として、日本泌尿器科学会の承認（仮承認を含む）を受けている。 <input type="checkbox"/> 温存後生殖補助医療実施医療機関として、日本産科婦人科学会の承認（仮承認を含む）を受けている。							
2. 実施事項 <input type="checkbox"/> 指定医療機関に求められる「沖縄県がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業実施要綱」の第6条に定める事項を実施できる。							

※1) 開設者が法人の場合は、法人の主たる事務所の所在地

※2) 開設者が法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名

殿

沖縄県知事

がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業医療機関指定書

年 月 日付け申請については、沖縄県がん患者等妊よう性温
存療法研究促進事業実施要綱に基づき、下記のとおり指定します。

記

- 1 指定する医療機関の名称
- 2 指定する医療機関の所在地
- 3 指定医療機関の種類
 - 妊よう性温存療法指定医療機関
 - 温存後生殖補助医療指定医療機関

様式第6号（第11条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

指定医療機関代表者
住所（法人の場合は所在地）
氏名（法人の場合は名称及び代表者名）

がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業医療機関変更届

このことについて、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 医療機関の名称
- 2 医療機関の所在地
- 3 変更事項及び変更年月日
- 4 変更理由

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

指定医療機関代表者
住所（法人の場合は所在地）
氏名（法人の場合は名称及び代表者名）

がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業
医療機関指定辞退申出書

このことについて、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 医療機関の名称
- 2 医療機関の所在地
- 3 指定を辞退する年月日
- 4 辞退する理由

様式第8-1号 (第5条関係)

がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業台帳 (妊よう性温存療法分)

受給者番号								
申請者	氏名						対象者との関係	
	生年月日	年	月	日	生	性別	男・女	
	住所							
	電話番号							
対象者※ <small>※申請者と対象者が異なる場合に記入する。</small>	氏名							
	生年月日	年	月	日	生	性別	男・女	
	住所							
	電話番号							
患者アプリ番号 <small>アプリ番号 登録出来ない理由</small>								

助成回数	助成承認決定日	助成額	助成した妊よう性温存療法の種類	妊よう性温存療法 実施医療機関	備考	妊よう性温存療法開始日
						凍結保存日
						妊よう性温存療法終了日
1回目	年 月 日	円	<input type="checkbox"/> 胚凍結 <input type="checkbox"/> 卵子凍結 <input type="checkbox"/> 卵巣組織凍結 <input type="checkbox"/> 精子凍結 <input type="checkbox"/> 精子凍結(精巣内精子採取術)			
2回目	年 月 日	円	<input type="checkbox"/> 胚凍結 <input type="checkbox"/> 卵子凍結 <input type="checkbox"/> 卵巣組織凍結 <input type="checkbox"/> 精子凍結 <input type="checkbox"/> 精子凍結(精巣内精子採取術)			

様式第8-2号（第5条関係）

がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業台帳（温存後生殖補助医療分）

受給者番号								
申請者	氏名					対象者との関係		
	生年月日	年	月	日	生	性別	男・女	
	住所							
	電話番号							
対象者※ ※申請者と対象者が異なる場合に記入する。	氏名							
	生年月日	年	月	日	生	性別	男・女	
	住所							
	電話番号							
患者アプリ番号								
アプリ番号 登録出来ない理由								
配偶者※ ※申請者と配偶者が異なる場合に記入する。	氏名							
	生年月日	年	月	日	生	性別	男・女	
	住所							
	電話番号							

助成回数	助成承認決定日	助成額	助成した温存後 生殖補助医療の種類	温存後生殖補助 医療実施医療機関	備考	生殖補助医療開始日
						生殖補助医療終了日
1回目	年 月 日	円	<input type="checkbox"/> 凍結胚(受精卵)を用いた生殖補助医療 <input type="checkbox"/> 凍結未受精卵を用いた生殖補助医療 <input type="checkbox"/> 卵巣組織再移植後の生殖補助医療 <input type="checkbox"/> 凍結精子を用いた生殖補助医療			
2回目	年 月 日	円	<input type="checkbox"/> 凍結胚(受精卵)を用いた生殖補助医療 <input type="checkbox"/> 凍結未受精卵を用いた生殖補助医療 <input type="checkbox"/> 卵巣組織再移植後の生殖補助医療 <input type="checkbox"/> 凍結精子を用いた生殖補助医療			
3回目	年 月 日	円	<input type="checkbox"/> 凍結胚(受精卵)を用いた生殖補助医療 <input type="checkbox"/> 凍結未受精卵を用いた生殖補助医療 <input type="checkbox"/> 卵巣組織再移植後の生殖補助医療 <input type="checkbox"/> 凍結精子を用いた生殖補助医療			
4回目	年 月 日	円	<input type="checkbox"/> 凍結胚(受精卵)を用いた生殖補助医療 <input type="checkbox"/> 凍結未受精卵を用いた生殖補助医療 <input type="checkbox"/> 卵巣組織再移植後の生殖補助医療 <input type="checkbox"/> 凍結精子を用いた生殖補助医療			
5回目	年 月 日	円	<input type="checkbox"/> 凍結胚(受精卵)を用いた生殖補助医療 <input type="checkbox"/> 凍結未受精卵を用いた生殖補助医療 <input type="checkbox"/> 卵巣組織再移植後の生殖補助医療 <input type="checkbox"/> 凍結精子を用いた生殖補助医療			
6回目	年 月 日	円	<input type="checkbox"/> 凍結胚(受精卵)を用いた生殖補助医療 <input type="checkbox"/> 凍結未受精卵を用いた生殖補助医療 <input type="checkbox"/> 卵巣組織再移植後の生殖補助医療 <input type="checkbox"/> 凍結精子を用いた生殖補助医療			